

有料職業紹介事業変更届 (事業所新設)

有 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
~~無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

有料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1、2及び4以下の全文を抹消

① 年 月 日

①欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしきかいしゃかすみすたっふ
②申請・届出者 氏 名 株式会社カスミスタッフ
(ふりがな) だいひょうとりしまりやく とみぐちまさゆき
代表取締役 富口 正之

②欄には、申請者の氏名(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を記載

- 1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
- 2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
- 3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
- 6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
- 7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- 8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	05-ユ-××××××	③欄には、許可の際に付与された許可番号を記載
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきかいしゃかすみすたっふ 株式会社カスミスタッフ	④欄には、氏名又は名称(法人又は団体における名称)を記載
(ふりがな) ⑤所在地	〒 010-0000 電話 018(000)××××	
	あきたけんあきたしなかもち 秋田県秋田市中町1丁目2番3号	
	⑤欄には、事業所の所在地(法人にあつては主たる事務所の所在地)を記載	
⑥事業所	(ふりがな) 名称 かぶしきかいしゃかすみすたっふ まるまるしてん 株式会社カスミスタッフ ○○支店	⑥欄には、新設する名称、所在地を記載
	(ふりがな) 所在地 あおもりけんひろさきしかみまち 青森県弘前市上町1番×号	

様式6号(第2面)

⑦変更事項	事業所の設置		⑦欄には、事業所の設置を記載。
⑧変更前			
⑨変更後			
⑩取扱職種の 範囲等			
⑪変更(廃止)年月日	令和〇年△月×日		⑪欄には、事業を開始する年月日を記載
⑫職業紹介責任者	氏名	住所	
	青田 森子	青森県弘前市秋田市〇山9番1号	
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	⑬欄には、選任した職業紹介責任者の氏名、現住所(住民票のとおり)を記載		
⑭備考	新設した事業所の郵便番号、電話番号 〒036-XXXX TEL0172-XX-XXXX 企画係長 小山田 祐 018(〇〇〇)XXXX		⑭備考欄には、新設した事業所の郵便番号、電話番号、担当者職、氏名及び連絡先を記載

以下、誓約文を確認のうえ、法人代表者及び役員並びに職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消
また、法人代表者及び法人役員並びに職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消

~~届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。